第２８号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成１２年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第６の２４の項中「断熱等性能等級が表示されているものに限る。以下この項」を「以下この項及び２８の項」に、「）が添付」を「）（断熱等性能等級が表示されているものに限る。以下この項において同じ。）が添付」に改め、同表２８の項中「（以下この項及び備考において「適合性確認機関」という。）が認めた場合」を「が認めた場合又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が表示されているものに限る。）が添付されている場合（以下この項及び備考において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）」に、

「

					その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの	１件につき２６１，６００円
						建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件につき４１７，１００円

」

を

「

					その他の建築物	建築物が建築物エネルギー消費性能等基準適合建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下の	１件につき９５，０００円

					定めるもの（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定め基準にもあるものでもの	もの	
						建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件につき１５９，３００円
					その他のもの	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの	１件につき２６１，６００円
						建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件につき４１７，１００円

」

に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合」を「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」に、

「

				その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以下のもの	１件につき１３１，９００円
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件につき２１１，５００円

」

を

「

				他築の建築物	物が物ル消能等め令１⑵ロ定基係のる建築体築ネー性準定省１第イびにるにもあの建全建エギ費基をる第条号及⑵め準るでも	物べが０メルの築延積０方ト下の建の面３平ー以も	１件につき４８，６００円
						物べが０メルえの築延積０方ト超も建の面３平ーをる	１件につき８２，６００円
					他ののもの	物べが０メルの築延積０方ト下の建の面３平ー以も	１件につき１３１，９００円
						物べが０メルえの築延積０方ト超も建の面３平ーをる	１件につき２１１，５００円

」

に改め、同表２９の項中「（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）」を削り、「第８条第１号イ⑵」を「第１０条第１号イ⑵」に改め、同表備考第４項及び第６項中「都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合」を「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」に改め、同表備考第９項第２号及び第１１項第２号中「第８条第１号イ⑵」を「第１０条第１号イ⑵」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の合理化を図るため当該申請に係る手数料の区分に設計住宅性能評価書が添付されている場合等を追加するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。